

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法			法令番号	昭和25年法律第303号				
手続名	毒物又は劇物の製造業等の登録更新			根拠条項	第4条第3項				
審査基準	毒物又は劇物の製造業等の登録更新については、『毒物又は劇物の製造業等の登録』に準じて行うものとする。								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	45日	目次	12
						標準経由期間	日		